

付 議 第 2 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県教育長 田村 壮児

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第28条第3号」を「第29条第3号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

（連携型外認定こども園の職員の資格の特例）

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表1の(1)（ただし書を除く。）の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数が1人となる場合には、同表2の(3)の規定により、当分の間、第10条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者とすることができる。
- 3 条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。
- 4 条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する連携型外認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3

号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
前項	条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料 1

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が

内 閣 府

定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（平成28年文部科学省告示

厚生労働省

第1号）が施行されたことに伴い、連携型外認定こども園における職員資格に関する特例について、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

第7条 (運営の状況の報告書等)

2 略

3 連携型外認定こども園に關し、府省令第29条第2号の教育委員会が定める事項は第3条第2項第1号から第7号までに掲げる書類に記載する事項とし、府省令第29条第3号の教育委員会が定める事項は第3条第2項第8号に掲げる書類に記載する事項とする。この場合において、同項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる書類に記載する事項にあつては当該報告書を提出する日の属する年の4月1日現在の状況と、同項第4号から第6号までに掲げる書類に記載する事項にあつては当該報告書を提出する日の属する事業年度の計画及び当該事業年度の前事業年度の実績等とする。

4

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(連携型外認定こども園の職員の資格の特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少數である時間帯において、条例別表1の(1) (ただし書を除く。)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数が1人となる場合には、同表2の(3)の規定により、当分の間、第10条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者とす

本則

(運営の状況の報告書等)

2 略

3 連携型外認定こども園に關し、府省令第29条第2号の教育委員会が定める事項は第3条第2項第1号から第7号までに掲げる書類に記載する事項とし、府省令第28条第3号の教育委員会が定める事項は第3条第2項第8号に掲げる書類に記載する事項とする。この場合において、同項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる書類に記載する事項にあつては当該報告書を提出する日の属する年の4月1日現在の状況と、同項第4号から第6号までに掲げる書類に記載する事項にあつては当該報告書を提出する日の属する事業年度の計画及び当該事業年度の前事業年度の実績等とする。

4

附 則

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

参考説明

ることができる。

3 条例別表 2 の(1)及び第 10 条第 1 項第 3 号本文の規定により置かなければならぬ保育士の資格を有する者については、同表 2 の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもつて代えることができる。

4 条例別表 2 の(2)及び第 10 条第 1 項第 1 号の規定により置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表 2 の(3)の規定により、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1 日につき 8 時間を超えて開所する連携型外認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表 2 の(1)及び(2)並びに第 10 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表 2 の(3)の規定により、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を差し引いて得た数の範囲で、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもつて代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表 1 の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附則第3項	条例別表2の(1)及び第10条第1項第3号 本文の規定により置かなければならぬ保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号 の規定により置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
前項	条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状を有する者	教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則案〈概要〉

1 改正の趣旨

保育の担い手の確保及び保育士の勤務環境の改善に繋げるため、国において「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」が公布されたことに伴い、高知県認定こども園条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する職員配置について、当分の間、特例を設ける内容を規定。

2 規則改正案の内容

連携型外認定こども園の職員の資格の特例（認定こども園条例施行規則附則第2項～6項）の規定について

① 朝夕の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例（附則第2項）

児童数に応じて必要な教育及び保育に従事する者（以下「職員」という。）が配置基準の計算上1人となる場合でも、2人の職員の配置が必要となるが、職員1人に加えて幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置くことができる。

② 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例（附則第3～4項）

職員の数の算定については、幼稚園の教育員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有するものを、職員に代えて活用することができる。この場合であっても、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するものは、補助者として従事し、教育課程に基づく教育に関する業務に単独で従事できないものとする。

③ 連携型外認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例（附則第5項）

開所時間を通じて必要となる職員の総数の確保のため、利用定員の総数に応じて置かなければならぬ職員数を上回って必要となる職員について、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者を置くことができる。

④ ②及び③の特例を適用する場合における職員の必要数（附則第6項）

②及び③を適用する場合であっても、職員を各時間帯において必要となる職員数の3分の2以上置かなければならない。

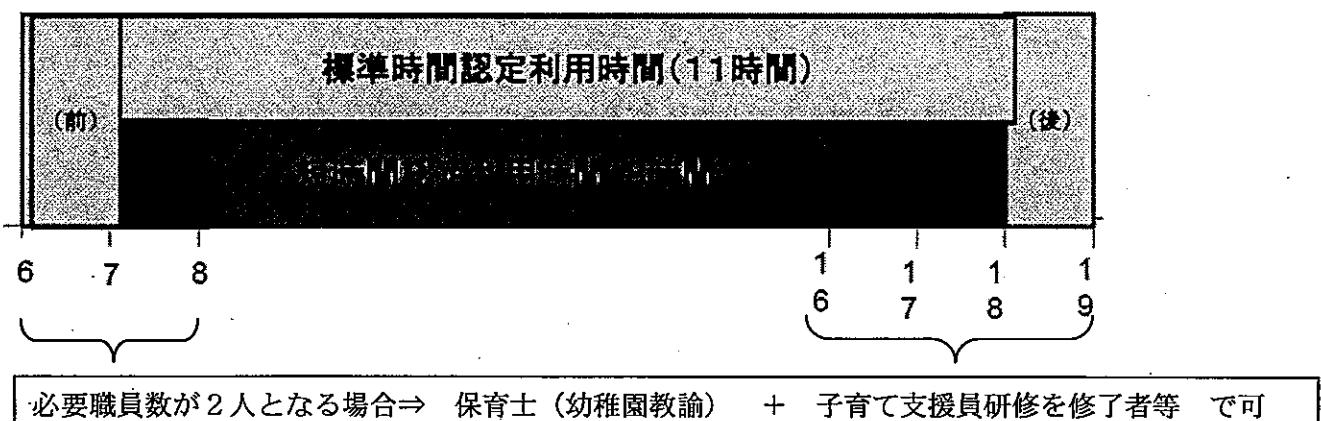
※ 幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など。

参考資料4

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案 の概要について（参考資料）

1. 朝夕の職員配置の要件弾力化

配置する置かなければならない職員は最低2人とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯において、最低基準上必要となる職員数が2人を下回る場合、うち1人は資格を有しない一定の者（子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等）も活用可能とする。



2. 研修代替要員等の加配人員における職員資格要件の弾力化

- 利用定員の総数に応じて置かなければならない職員数を上回って必要となる職員について、資格を有しない一定の者（子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等）を活用可能とする。

